

令和5年12月定例会 総務常任委員会記録

令和5年12月4日（月）

令和5年12月15日（金）

令和5年12月19日（火）

場所：鳥栖市議会 第1委員会室

目 次

令和5年12月4日（月）	7頁
令和5年12月15日（金）	15頁
令和5年12月19日（火）	55頁

令和5年12月定例会日程

日次	月日	摘 要
第1日	12月4日（月）	委員長の互選 副委員長の互選 委員席の指定
第2日	12月15日（金）	審査日程の決定 総務部（総務課・財政課）、議会事務局、選挙管理委員会事務局、 監査委員事務局審査 議案甲第50号～第57号、議案乙第30号 〔説明、質疑〕 政策部審査 議案乙第30号・第34号 〔説明、質疑〕 市民環境部審査 議案乙第30号・第31号、議案甲第64号～第67号 〔説明、質疑〕 報告（市民協働推進課・国保年金課） 第3次鳥栖市国際交流（多文化共生）基本方針（案）の 概要について 第3期鳥栖市保健事業実施計画（データヘルス計画）（案） 及び第4期鳥栖市特定健康診査等実施計画（案）の概要 について 〔報告、質疑〕
第3日	12月19日（火）	自由討議 議案審査 議案甲第52号～57号、議案乙第30号・第31号・第34号、 議案甲第50号・第51号、第64号～第67号 〔総括、採決〕 総務常任委員会の閉会中の継続審査の件 〔採決〕

12月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和5年12月15日付託]

議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号)	[可決]
議案乙第31号令和5年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	[可決]
議案乙第34号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算(第5号)	[可決]
議案甲第50号鳥栖市部設置条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第51号鳥栖市監査委員に関する条例等の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第52号鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第53号鳥栖市職員の育児休業等に関する条例及び鳥栖市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第54号鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第55号鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第56号鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第57号鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第64号鳥栖・三養基西部環境施設組合規約の変更について	[可決]
議案甲第65号ゼロカーボンシティ宣言について	[可決]
議案甲第66号鳥栖市証明等手数料条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第67号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例	[可決]

[令和5年12月19日 委員会議決]

2 報告

第3次鳥栖市国際交流(多文化共生)基本方針(案)の概要について(市民協働推進課)

第3期鳥栖市保健事業実施計画(データヘルス計画)(案)及び第4期鳥栖市特定健康診査等実施計画(案)の概要について(国保年金課)

3 その他

委員長の互選	[令和5年12月4日互選]
副委員長の互選	[令和5年12月4日互選]
委員席の指定	[令和5年12月4日指定]
総務常任委員会の閉会中の継続審査の件	[継続審査]
	[令和5年12月19日決定]

令和5年12月4日（月）

1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 伊藤克也

年長委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 江副康成

委員 永江ゆき

委員 松隈清之

委員 池田利幸

2 欠席委員氏名

なし

3 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

4 日程

委員長の互選

副委員長の互選

委員席の指定

5 傍聴者

なし

6 その他

なし

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

今申し上げましたように、皆さんに御異議なければ指名推選を行いたいと思いますが、異議なしということでございますので、よって推選により委員長を選任いたします。

どなたか推選をお願いいたします。

伊藤克也委員

中村議員を委員長に推選をいたします。

森山林年長委員

ただいま中村議員を委員長に推選する旨の発言がありましたが、中村議員を委員長に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって中村議員を委員長に選任することに決しました。

委員長選出まで皆様方には御協力をいただきありがとうございました。

これをもって中村委員長と交代をいたします。

よろしくをお願いいたします。

〔中村直人委員長、委員長席へ〕

中村直人委員長

それでは、皆さんの指名推選によりまして委員長職を務めさせていただくことになりました。

あと、挨拶につきましては、副委員長が決まり次第、御挨拶を申し上げたいと思いますので、最後まで御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、これより委員長職を務めさせていただきます。



副委員長の互選

中村直人委員長

次に、副委員長の選任についてを議題といたしたいと思いますが、どのような方法で行うか、皆さん方の御意見を賜りたいと思います。

松隈清之委員

指名推選でまとまれば、そちらで進めていただきたいと思います。

中村直人委員長

ただいま指名推選ということでありますが、その方法でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、指名推選で行いたいと思います。

どなたか指名推選をお願いします。

副委員長職をしていただく方をお願いしたいと思います。

池田利幸委員

私としては、伊藤議員にお願いできればと思っております。

中村直人委員長

それでは、ただいま伊藤議員を副委員長に推選する旨の発言がありましたが、伊藤議員を副委員長に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、御異議なしと認めます。よって伊藤議員を副委員長に選任することに決しました。

では伊藤議員、前へ。

ただいま委員長に選任されました中村です。

また副委員長に伊藤委員を選任していただきましてありがとうございます。

総務常任委員会は政策部門を中心に財政、人事、そういったものを含めて、大変なる課題を抱えているわけでありますけれども、皆さん方と一緒に、課題の推進のために努力してまいりたいと思いますので、皆さん方の御協力をよろしく願いして、就任の挨拶に代えさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

伊藤克也副委員長

指名推選ということで、副委員長に御推選をいただきました伊藤でございます。

委員長を補佐しながら、私なりに市政発展に努めてまいります。

また、委員会として、皆さんがスムーズな審議ができますように図っていきたいというふうに思っておりますので、委員長共々よろしく願いいたします。(拍手)

中村直人委員長

ありがとうございました。

これから、議席の指定を行っていくわけですが、委員長、副委員長が決まりましたので、副委員長席をここにさせていただいて、議長はそのままですけれども。

こっちに池田議員と、前はこっちに3人にしてもらったけど。



委員席の指定

中村直人委員長

それでは、次に委員の議席の指定を行いたいと思います。
ただいま御着席いただいております席を皆さん方の委員席に指定いたしたいと思います。
よろしくお願い申し上げます。



中村直人委員長

次に、その他となりますが何かございますか。
ないようでしたら、以上で本日の委員会を閉会いたしたいと思いますが。
〔発言する者なし〕



中村直人委員長

それでは、以上で本日の委員会は閉会いたします。

午後 3 時39分散会

総務常任委員会委員席表

中村直人委員長

○



伊藤克也副委員長 ○

尼寺省悟委員 ○

松隈清之委員 ○

○ 森山林委員

○ 江副康成委員

○ 池田利幸委員

○ 永江ゆき委員

令和5年12月15日（金）

1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 伊藤克也

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 江副康成

委員 永江ゆき

委員 松隈清之

委員 池田利幸

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

政策部長 松雪努

総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長 田中大介

総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長 小柳洋介

総合政策課企画推進係長兼環境対策課施設調整係総務主査 安永伸也

政策部次長兼情報政策課長 山本英規

情報政策課長補佐兼情報政策係長 廣重浩三

情報政策課長補佐兼広報統計係長 徳淵英樹

総務部長 小柳秀和

総務部次長兼総務課長 緒方守

総務課長補佐兼庶務係長 斉藤了介

総務課防災係長 前田良介

総務課長補佐兼職員係長 長野稚佐

財政課長 古賀庸介

財政課財政係長 平島隆臣

会計管理者兼出納室長 古賀和教

議会事務局次長兼庶務係長 西木純子

議会事務局議事調査係長 大塚隆正
選挙管理委員会事務局長 三橋和之
選挙管理委員会事務局次長 縄田明久
監査委員事務局長 山津和也

市民環境部長 吉田忠典
市民協働推進課地域づくり係長 小柳桂子
市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼
消費生活センター消費生活センター係長 築地美奈子
市民協働推進課男女参画国際交流係長 大石文枝
市民課長 田中秀信
市民課長補佐兼整備係長 栗山英規
市民課市民係長 佐藤臣久
市民課整備係総務主査 永井英子
市民環境部次長兼国保年金課長 佐藤道夫
国保年金課健康保険係長 下村志保
国保年金課年金保険係長 徳淵文子
税務課長 佐々木利博
税務課長補佐兼管理収納係長 横尾光晴
税務課長補佐兼市民税係長 北三希子
税務課固定資産税係長 有馬健次
税務課管理収納係総務主査 田中美香
市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長 鹿毛晃之
環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長 江下剛
環境対策課環境対策推進係長 井本慎太郎
環境対策課長補佐兼環境施設調整室長補佐兼施設調整係長 増田義仁

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

5 日程

審査日程の決定

総務部（総務課・財政課）、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局審査

議案甲第50号鳥栖市部設置条例の一部を改正する条例

議案甲第51号鳥栖市監査委員に関する条例等の一部を改正する条例

議案甲第52号鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の
一部を改正する条例

議案甲第53号鳥栖市職員の育児休業等に関する条例及び鳥栖市会計年度任用職員の
給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第54号鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

議案甲第55号鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

議案甲第56号鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例

議案甲第57号鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

〔説明、質疑〕

政策部審査

議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案乙第34号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

〔説明、質疑〕

市民環境部審査

議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案乙第31号令和5年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案甲第64号鳥栖・三養基西部環境施設組合規約の変更について

議案甲第65号ゼロカーボンシティ宣言について

議案甲第66号鳥栖市証明等手数料条例の一部を改正する条例

議案甲第67号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

報告（市民協働推進課・国保年金課）

第3次鳥栖市国際交流（多文化共生）基本方針（案）の概要について

第3期鳥栖市保健事業実施計画（データヘルス計画）（案）及び第4期鳥栖市特定健康診査等実施計画（案）の概要について

〔報告、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前10時46分開会

中村直人委員長

ただいまから、令和5年12月定例会の総務常任委員会を開会いたします。



審査日程の決定

中村直人委員長

早速ですけれども、委員会の審査日程についてお諮りいたします。

お手元にあらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付いたしております。

付託議案につきましては、乙議案3件、甲議案12件の計15件でございます。

審査日程につきましては、本日15日は総務部、政策部、市民環境部の順に、関係議案の審査を行いたいと思います。

月曜日18日は休会。

19日は現地視察、自由討議、総括及び採決ということでお願いいたしたいと思います。

また現地につきましては、後ほど副委員長から説明をいたします。

審査日程については、以上のとおり決したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって委員会の日程につきましては、お手元に配付のとおりと決しました。

続きまして、副委員長から現地視察につきまして説明をお願いいたします。

伊藤克也副委員長

現地視察につきましては、委員の方からどこか御希望のところがあれば、本日委員会終了までに私までお知らせをいただきたいと思います。

もしなければ、19日は現地視察を行わず、自由討議、総括、採決ということについて御確認をいただければと思います。

よろしくお願いいたします。

以上です。

中村直人委員長

それでは、現地視察は以上のとおりとさせていただきたいと思います。

準備のため暫時休憩いたします。

規則の改正につきましては、現在、職員や労働組合と意見交換等を行っており、その意見を踏まえつつ、規則の改正を行うことと考えております。

各課、係の改正等につきましては、規則施行日までに報告をさせていただきたいと考えております。

以上、説明とさせていただきます。

中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

変更ということで、まず、駅周辺整備のことにに関して政策部に動かすことは、その都市計画の一部分は、職員ごとにも完全に政策部に移してしまうという話の整理になるんですか。

緒方守総務部次長兼総務課長

駅周辺整備について政策として進めていくために、現在、建設部にあります駅周辺整備に関することについて、担当している部署を移管するつもりで考えております。

池田利幸委員

基本的に今まで都市計画課のほうにいて、従事されていた職員さんごと動かして、部ごとの変更でいくという考えですか。

じゃなくて、もう政策部だけを形として持っていくという整理ですか。

小柳秀和総務部長

駅周辺に関する業務を行っている部分を、政策部に持っていきまして、建設部と連携を取りながら駅周辺を進めていくという形にしたいと思っております。

中村直人委員長

いいですか。

ほかにございませんか。

尼寺省悟委員

今の質問と関連するんですけれども、この資料によると、議会に関すること、駅周辺整備に関すること、統計及び広報に関すること、デジタルトランスフォーメーションに関すること、というふうに書いてあるけど。

これは今までどこの部署やったのかな。

緒方守総務部次長兼総務課長

議会に関することにつきましては、総務部になっておりました。

6月議会におきまして、部設置条例の一部を改正いたしまして、建制順が政策部に繰り上がりましたので、その分に伴いまして、政策部に議会に関することを持ってきております。

また、総務部では、議案に関することについては、これまでどおり行っていくという形で、

業務内容については、分かりやすいように見直したところでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

一言で言ったら、何で変えるのかと。

要するに、今までのところでそのまま置いとったら、業務の遂行に支障があると。

支障があるとは言い過ぎかもしれんけれども、これらのものを政策部に持っていった理由たいね。

簡単に言ったら、そちらのほうが業務の遂行がスムーズにいくとかいうことかもしれんけれども。

ただ、議会に関することとか駅周辺に関することとか、どうもその辺、持っていった理由がはっきり分らんけれども、その辺ちょっともう一回。

小柳秀和総務部長

議会に関することにつきましては、議会の窓口を総務部で行っておりましたが、政策部が出来ました以降は、建制順位1位のところで議会の窓口をすると。

議会関係で、議案に関しては総務部で引き続き行うということで、事務分掌の見直しをしております。

駅周辺整備につきましては、過去にも企画政策部で駅周辺整備に関することをしてきた経緯がございまして、今回も政策的に進めるということで、駅周辺整備に関することを政策部に持っていきまして、関係部課と共になって事業を進めていきたいということで、変更をしております。

合わせまして、情報化をデジタルトランスフォーメーション及び情報セキュリティに関することに変更した件につきましては、現在、国もデジタルトランスフォーメーションを進めておりますし、情報セキュリティに関する個人情報等で厳しくなっている部分もありますので、情報化という名称よりも、デジタルトランスフォーメーション及び情報セキュリティに関することのほうが望ましいというふうに考え、事務分掌を変更したところでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

特に、駅周辺についてやけれども、今までは経済部やったかな、建設部やったかな。

だから、あそこのほうが横の連帯というか、机もあそこになっているし。今、あそこに置いているわけでしょう？

そうじゃないのかな。

だからそういった意味で、横とのつながりとか、そういったところは変える必要があるのかなというふうな気がするんだけど、その辺。

小柳秀和総務部長

新庁舎になりまして、前に比べますと、フラットな位置造りになっておりますので、各部各課の連携というのは取りやすくなっているのではないかというふうに感じております。

また、先ほども申し上げましたけれども、駅周辺に関しましては、政策的に進めるという部分がありますので、政策部とさせていただき、各部と連携をしながら、都市計画の関係も出てくる可能性もありますので、そういう部分で各部と連携をしながら事務を進めていきたいというふうに考えております。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。



議案甲第51号鳥栖市監査委員に関する条例等の一部を改正する条例

中村直人委員長

続きまして、議案甲第51号鳥栖市監査委員に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

資料は書記からタブレットに送信いたします。

では、執行部の説明を求めます。

山津和也監査委員事務局長

それでは、議案説明資料の5、6ページをお願いいたします。

議案甲第51号鳥栖市監査委員に関する条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

第1条は、地方自治法の一部改正により、本条例に引用する条文に条ずれが生じておりますので、規程の整理を行うものでございます。

第2条の改正の主なものは、代表監査委員の選任方法の規定の追加でございます。

鳥栖市においては、監査委員の定数は条例により2名ですが、地方自治法において、監査委員が2名の場合、その2名が識見を有する者のうちから選任された監査委員と、議員のうちから選任された監査委員であるときは、識見を有する者のうちから選任された監査委員を代表監査委員としなければならないと定められております。

従来、鳥栖市における監査委員は、識見を有する者のうちから選任された監査委員と、議員のうちから選任された監査委員の2名だったため、識見を有する者のうちから選任された監査委員が代表監査委員を務めておりました。

人事院勧告等に準じまして、特定任期付職員の給与の改定を行うものでございます。

施行日につきましては、公布の日から施行し、一部、令和6年4月1日から施行といたしております。

現在、該当者はございません。

続きまして、議案甲第53号鳥栖市職員の育児休業等に関する条例及び鳥栖市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

担当課は総務課でございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴いまして、育児休業している会計年度任用職員を含む全ての会計年度任用職員に勤勉手当を支給することができるとするものでございます。

施行日につきましては、令和6年4月1日といたしております。

続きまして、議案甲第54号鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

担当課は総務課でございます。

人事院勧告等に準じ、市議会議員の期末手当を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、期末支給月数を0.1月引き上げるものでございます。

施行日につきましては、公布の日から施行し、一部、令和6年4月1日から施行といたしております。

山津和也監査委員事務局長

続きまして、議案説明書16ページをお願いいたします。

議案甲第55号鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この一部改正は、監査委員は議員のうちから選任しないとする改正内容の鳥栖市監査委員に関する条例の一部を改正する条例が令和6年1月1日から施行されることに伴い、報酬額等の見直しを図るものでございます。

監査委員の報酬額につきましては、従来は識見を有する者のうちから選任された監査委員と議員のうちから選任された監査委員の2種類に区分されていましたが、条例の改正により、識見を有する者のみとなるため、代表監査委員と代表監査委員以外の監査委員の2種類に区分して、代表監査委員の報酬額は従来、識見を有する者から選任された監査委員が代表監査委員を務めておりましたので、変更ありません。

また、代表監査委員以外の監査委員につきましては、月額10万円とするものでございます。

なお、施行日は令和6年1月1日を予定しております。

緒方守総務部次長兼総務課長

続きまして、議案説明資料の5ページ目をお願いいたします。

議案甲第56号鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例についてでございます。
担当課は総務課でございます。

人事院勧告等に準じまして、市長、副市長及び教育長の期末手当を改定するものでございます。

改正の理由といたしましては、期末支給月数を0.1月引き上げるものでございます。

施行日につきましては、公布の日から施行し、一部、令和6年4月1日から施行といたしております。

続きまして、議案甲第57号鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

担当課は総務課でございます。

人事院勧告等に準じ、職員の給与を改定するものでございます。

改正の内容といたしましては、給料月額及び期末勤勉手当支給月数を0.1月引き上げるものでございます。

施行日につきましては、公布の日から施行し、一部、令和6年4月1日から施行するものといたしております。

以上で、甲議案等の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

議案甲第54号やけれども、第1条の規定によって、変更点は100分の165から100分の175になって、そして、第2条の規定によって100分の175から100分の170になると。

第1条は12月1日から適用して、第2条は令和6年の4月1日から施行するということですけれども、どうしてこんな形になったのか。1回変えて、またそれを。

その説明を。

緒方守総務部次長兼総務課長

内容についてですけれども、改正後、令和5年度につきましては、6月期の支給が1.65月になっています。12月期が1.75月の支給になっております。合わせまして、3.4月の支給となっているところでございます。

その分を令和6年度以降につきましては、6月期を1.7月、12月期を1.7月と合わせて3.4月ということで、令和5年と令和6年と比較したときに、同じ月数の支給という形になっているところでございます。

6月期と12月期の半分ごとで分けた形になっているところでございます。

以上でございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

池田利幸委員

議案甲第53号鳥栖市職員の育児休業等に関する条例及び鳥栖市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件ですが、会計年度任用職員さんの分も適用になるような御説明だったと思うんですが、これは第22条の2第1項っていうのが、多分パートタイム契約っていうか、6か月っていう部分の方を除く部分は適用にしますっていう内容の条例改正だと思うんですけど。

基本的に会計年度任用職員さんって1年契約ではないんですよね。その辺を少し詳しく教えてもらっていいですか。

緒方守総務部次長兼総務課長

会計年度任用職員さんの任期については1年ごとにはなっておりますけれども、その後、延長ができるような形になっておりまして、基本的には5年をめどとして延長ができるようになっています。

その後も必要に応じて延長ができるようになっているところでございます。

池田利幸委員

基本的には待遇改善っていう部分は必要だと思うんですけど、ここの部分が、基本が1年ごとの中で、育児休暇を取るとなったら、基本的には1年間とか取られることが多いんじゃないかなと。

もしくは、3か月から6か月で取られる中で、契約期間の半分ぐらいを休まれるっていうところの補償っていう部分が、本来要るのかなと。

これだけじゃなくて、なかよし会の指導員さんとかもそれに準じてやっているとかいう話を聞いたことがあって。

これに準じるだったら、なかよし会さんもそういうふうになっていくんじゃないかなっていう部分で。

整理として、いいんでしょうけれども、会計年度任用職員さんの部分っていうのはどうなのかなっていう部分を疑問に思ったもので。

緒方守総務部次長兼総務課長

育休に入られた場合ですけども、その方についてはもう無給という形になります。

また新たに別の会計年度さんを探して充てるような形になるかと思えます。

先ほどの会計年度の任用期間の話ですけども、例えば、補助事業で決まった期間だったりした場合はもうそこで終わったりということがありますので、その人の業務内容によって任用期間というのは変わってくるのかなというふうに考えているところでございます。

池田利幸委員

最後に、基本的に会計年度任用職員さん、パート契約の方々は、もちろん日給制なのでしようけれども、会計年度任用職員の契約の仕方っていうのは、基本的に月給制——職員さんに関しては月給制になるということですか。全ての職員さんが。

その辺の整理はどうなるんですか。

長野稚佐総務課長補佐兼職員係長

会計年度任用職員さんの雇用体系、賃金体系につきましては、勤務状況によって月給の方、日給の方、時給の方、それぞれいらっしゃいますので、業務内容によって月給制等とは違っております。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。



議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

中村直人委員長

次に、議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

資料は書記からタブレットに送信いたします。

では、執行部の説明を求めます。

古賀庸介財政課長

それでは、議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）、総務部関係について説明をいたします。

なお、説明はお手元に配付させていただいております、総務常任委員会資料及び参考資料により行うことといたしますので、よろしく願いいたします。

まず、総務常任委員会資料2ページをお願いいたします。

歳入から説明をいたします。

款20繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金7,353万3,000円につきましては、財源調整のため、取り崩すものでございます。

目2公共施設整備基金繰入金、節1公共施設整備基金繰入金1,600万円につきましては、陸上競技場改修事業などのために取り崩すものでございます。

なお、基金の残高見込みにつきましては、参考資料になりますが、2ページに記載をさせていただきます。

参考資料の2ページ目に、財政調整基金の令和5年度12月補正後現在高は約39億5,000万円となる予定でございます。

次に、款23市債、項1市債でございます。

事業ごとに担当部局が所管の常任委員会で説明することとさせていただいておりますが、一括して御報告いたします。

参考資料3ページから5ページ目と合わせて御覧いただければと思っております。

まず、目6教育債、節1小学校債9,530万円、節2中学校債140万円につきましては、田代小学校、旭小学校及び基里中学校大規模改造事業の市債の充当率変更などに伴うものでございます。

次に、目10災害復旧債、節1農林水産施設災害復旧債1,430万円につきましては、7月及び8月豪雨等により被害が生じた林道及び農地等の災害復旧に伴うものでございます。

節2土木施設災害復旧債1,400万円につきましては、7月及び8月豪雨により被害が生じた道路等の災害復旧に伴うものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

西木純子議会事務局次長兼庶務係長

続きまして、歳出の御説明をさせていただきます。

総務常任委員会資料の3ページ、初めに、議会費でございます。

款1議会費、項1議会費、目1議会費は183万5,000円の補正をお願いしております。

節2給料、節3職員手当等及び節4共済費につきましては、給与改定などに伴います議員及び議会事務局職員に係る人件費の補正でございます。

以上でございます。

緒方守総務部次長兼総務課長

続きまして、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節1報酬につきましては、給与改定による会計年度任用職員の報酬の補正でございます。

節2給料、節3職員手当等、節4共済費につきましては、職員の人事異動等や給与改定等に伴います職員等の人件費の補正でございます。

以上でございます。

三橋和之選挙管理委員会事務局長

続きまして、4ページをお願いいたします。

款2総務費、項4選挙費、目1選挙管理委員会費につきましても、人事異動等に伴います、節2給料、節3職員手当等、節4共済費、それぞれの補正でございます。

以上でございます。

山津和也監査委員事務局長

4ページ下段をお願いいたします。

款2総務費、項6監査委員費、目1監査委員費、節1報酬につきましては、議員のうちから監査委員が選出されなくなりましたので、新しい識見監査委員の報酬7万7,000円から10万円との1月から3月までの差額分でございます。

節2給料から節4共済費につきましては、事務局職員3人分の給与改定等に伴う人件費の補正でございます。

緒方守総務部次長兼総務課長

続きまして、5ページ目をお願いいたします。

款9消防費、項1消防費、目1総務管理費、節2給料、節3職員手当等、節4共済費につきましては、職員の人事異動等に伴います人件費の補正でございます。

以上で、一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

松隈清之委員

2ページの市債ですけど、先ほど説明の中で、充当率が変わったということだったんですけど、充当率が上がったという理解でよろしいでしょうか。

古賀庸介財政課長

松隈議員の御質問にお答えをします。

当初予算で田代小学校、それから、2ページ目の資料にあります、旭小学校、基里中学校、小中学校債の起債を上げておりましたが、その充当率が75%でございました。

で、その起債は学校教育施設等整備事業債ということで、大規模改造事業というメニューでさせていただいておりましたが、国よりの通知、その確認がございまして、大規模改造事業の起債については、令和5年から交付税措置——交付税で元利償還金を後年度を一定見るという有利な起債だったんですが、その部分についてが、鳥栖市で行っております、大規模改造事業の老朽化改修というのがその有利な交付税措置がある起債に当たらなくなったということが、起債計画の提出時に判明をいたしました。

それで、今回組替えをさせていただきまして、市債の名称が、公共施設等適正管理推進事業債というものに組替えをさせていただいております。

先ほどの学校教育施設等整備事業債が75%で、今回の公共施設等適正管理推進事業債、この部分が90%、充当率自体は議員が言われたように75%が90%に上がったということで、今回歳入が増えているという形になります。

公共施設等適正化推進事業債については、充当率は大規模改造事業のももとのメニューより低いものということになっておりますが、見当たる限りの財源っていうのは、その部分しかございませんので、その部分に切り替えたということでございます。

以上でございます。

中村直人委員長

ほかにございませつか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

以上で総務部関係議案の質疑を終了いたします。

準備のため暫時休憩いたします。

午前11時28分休憩



午前11時34分開会

中村直人委員長

再開いたします。



政策部

議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

中村直人委員長

これより、政策部関係議案の審査を行います。

政策部関係の議案は議案乙第30号及び34号であります。

初めに、議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

資料は書記からタブレットに送信をいたします。

では、執行部の説明を求めます。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

それでは、議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）のうち、政策部関係について御説明いたします。

説明は総務常任委員会資料により御説明いたします。

歳入について御説明いたします。

委員会資料2ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金につきましては、市民課が業務委託するマイナンバーカードへの氏名の振り仮名表記やローマ字表記などに伴うシステム改修に係る補助金で、補助率は10分の10となっているところでございます。

なお、当該補助金に係る歳出予算につきましては、市民課より御説明いたします。

次に、歳出について御説明申し上げます。

委員会資料3ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目3広報費、節1報酬及び節3職員手当等につきましては、情報政策課で任用しております会計年度任用職員の人事院勧告等の実施に伴う報酬の改定により補正するものでございます。

款2総務費、項5統計調査費、目1統計調査総務費、節2給料、節3職員手当等及び節4共済費につきましては、担当職員の本年4月の人事異動及び人事院勧告等の実施に伴う給与改定により補正するものでございます。

以上、議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）のうち、政策部関係について説明を終わります。

中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

今の2番目の歳入の説明があったんやけれども。

具体的な中身についてはあなたのところではなく、市民課じゃないと分らんということ？

何を聞きたいかっていうのは簡単やけど、今度、改正になったら振り仮名とかをつけるというふうになっているんやけど、あれはかなりの時間がかかると思うんやけれども。

その辺はいつから始めて、いつぐらいに終わるといことなのかを聞きたかっただけ。

分かるなら言って、分らんならいいです。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

まず、振り仮名表記等につきましては、今年6月9日に関連する法律の改正法が成立いたしましたので、2年以内での施行となっているところでございます。現時点におきましては、開始時期は未定となっているところでございます。

しかしながら、補助金に関しては、システム改修を今年度に行うことが条件となっておりますので、予算として今回計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。



議案乙第34号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

中村直人委員長

次に、議案乙第34号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

資料は書記からタブレットに送信いたします。

では、執行部の説明を求めます。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

それでは続きまして、議案乙第34号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）中、政策部関係について申し上げます。

資料は2ページをお願いいたします。

歳入を申し上げます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金7億6,373万6,000円に関しましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の受入れに伴う歳入でございます。

説明は以上でございます。

中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑を終わります。

以上で、政策部関係議案に対する質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時39分休憩



午前11時46分開会

中村直人委員長

再開いたします。



市民環境部

議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

中村直人委員長

これより市民環境部関係議案の審査を行います。

市民環境部関係の議案は議案乙第30号、31号及び議案甲第64号、65号、66号、67号であります。

初めに、議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

資料は書記からタブレットに送信いたします。

では、執行部の説明を求めます。

佐々木利博税務課長

ただいま議題となりました、議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）のうち、市民環境部関係分について御説明いたします。

総務常任委員会資料の補正予算説明資料2ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明いたします。

款1市税、項1市民税、目1個人、節1現年課税分につきましては、本年度の調定の状況や収納実績を踏まえ、所得割分を1億円増額補正するものでございます。

次に、項2固定資産税、目1固定資産税、節1現年課税分につきましては、今年度の調定や収納実績を踏まえ、土地分を3,000万円、家屋分を3,000万円、計6,000万円を増額補正するものでございます。

次に、項5都市計画税、目1都市計画税、節1現年課税分につきましても、固定資産税と同様に、本年度の調定や収納実績を踏まえ、土地分を500万円、家屋分を500万円、計1,000万円を増額補正するものでございます。

田中秀信市民課長

資料の3ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節2戸籍住民基本台帳費国庫補助金につきましては、戸籍法改正に伴うシステム改修の補助金でございます。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

款20繰入金、項1基金繰入金、目6地域環境整備基金繰入金、節1地域環境整備基金繰入金につきましては、佐賀県東部環境施設組合が行います、広域ごみ処理施設整備事業に伴い、当該施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進、並びに地域の活性化を図るために、鳥栖市地域環境整備基金から繰入れを行うものでございます。

詳細につきましては、後ほど歳出で御説明させていただきます。

田中秀信市民課長

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入につきましては、旅券交付に必要となる佐賀県収入証紙及び収入印紙等を市民課で取り扱うための販売代金でございます。

歳入につきましては、以上でございます。

小柳桂子市民協働推進課地域づくり係長

引き続きまして、歳出について御説明いたします。

資料の4ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目11まちづくり推進センター費、節1報酬及び節3職員手当等につきましては、給与改定に伴い、会計年度任用職員に係る人件費を補正するものとなっております。

佐々木利博税務課長

続きまして、項2徴税費、目1税務総務費、節2給与から節4共済費につきましては、人事異動等に伴う税務課職員の人件費の補正でございます。

田中秀信市民課長

資料の5ページをお願いいたします。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節2給料から節4共済費までは、人事異動等によります市民課職員人件費の補正でございます。

節10需用費につきましては、市民課窓口で販売するための佐賀県収入証紙及び収入印紙の購入代金でございます。

節12委託料につきましては、戸籍法改正に伴う振り仮名表記に関する戸籍及び住基システムの改修委託料でございます。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

続きまして、資料6ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目5後期高齢者医療費の節1報酬から節4共済費までにつきましては、後期高齢者医療保険業務に従事する職員及び会計年度任用職員の給与改定等に伴う人件費について、それぞれ補正するものでございます。

次に、項4国民年金事務取扱費、目1国民年金費、節1報酬から節4共済費までにつきましては、国民年金業務に従事する職員及び会計年度任用職員の給与改定等に伴う人件費について、それぞれ補正するものでございます。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

続きまして、7ページをお願いいたします。

款4衛生費、項3清掃費、目1清掃総務費、節2給料から節4共済費までは人事異動等による職員分の補正分でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、資料8ページの主要事項説明書をお願いいたします。

ごみ処理施設周辺活性化交付金に伴う分でございますが、佐賀県東部環境施設組合が行います広域ごみ処理施設整備事業に伴いまして、ごみ処理施設の立地する自治会及びその周辺地域の生活環境の保全及び増進、並びに地域の活性化を図ることを目的に、鳥栖市ごみ処理施設周辺活性化交付金を交付するとしておりますが、次期リサイクル施設の所在する自治会であり、立石町が行います放送設備の更新に対して、交付金を交付するものでございます。

以上で、議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）につきまして、市民環境部関係分の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

池田利幸委員

資料の3ページ、款22諸収入、項6雑入、節4雑入の佐賀県収入印紙等販売代金、今回、急激に補正額が上がっていて、これはもともと売店がやっていた分で、その部分を市が直接するようになったということでしょうけれども。

なぜ委託しとった補正前に予算額があったのかということと、今回、市でやることになって、どういうふうな形態で行うようになっているのか、御説明いただけますか。

田中秀信市民課長

市民課で販売を開始したのが11月から、パスポートに要する収入印紙及び県証紙を販売いたしております。

現在の予算につきましては、総務費の中の消耗品費を活用して、先行して、今回急に必要だったので、活用させていただいております。

今回計上したのが1月から3月までの3か月分の購入予定見込額で算出しております。

現在どういった販売形態をしているかということですが、まず、市民課窓口が発券機がございますので、発券機のその他に収入印紙という項目を表示しております。

そのボタンで取っていただきまして、番号が呼ばれたら、そこで販売し、そこで代金を支払っていただく仕組みを取っております。

以上でございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

尼寺省悟委員

5 ページの戸籍情報システム改修委託。

これは政策部に聞いたけれども、戸籍に振り仮名をつけるということやけれども。

実際、かなりの時間がかかると思うけど、いつぐらいから始めて、どれくらいになるのかというところ。

田中秀信市民課長

振り仮名表記に関しましては、戸籍法の改正に伴いまして改修するものでございます。

法律公布が令和5年6月ですので、振り仮名表記が2年以内に開始となります。

それまでに市町村が準備することは今回のシステム改修、それから、鳥栖市に本籍がある全国の方に鳥栖市から発送する予定になっておりますので、その発送準備。

それからあと、詳細が来ていませんけれども、今の段階での予定で御説明させていただきます。

現時点で振り仮名を予定した内容を、まず情報収集を行います。

それを基に全国の戸籍の氏の方には筆頭者、名の方にはそれぞれ個人に発送する準備が必要になっているかと思えます。

法律施行後2年後には、皆さんの1年間の届出期間があります。

その中で届けに応じて、そういった対応相談、それからあと妥当性ですね、振り仮名の妥当性等につきましては、法務局と相談しながらの対応が必要と思えます。

その後、1年間届出がなかった方につきましては、もう職権での振り仮名の表記と国が示しておりますので、今のところはそういった準備の流れかと思っております。

尼寺省悟委員

本人から振り仮名を申請してもらおうということだろうと思うけど、本人が申請しなかった場合には、それらのやり方でやるということ？

申請しなかった場合は。

田中秀信市民課長

今の国の考えでは、申請がなかった場合は、職権での記載というふうに伺っております。

以上でございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

池田利幸委員

8 ページのごみ処理施設周辺活性化交付金です。

事業概要の中で、鳥栖市地域環境整備基金を活用し施設の所在する自治会及び周辺自治体

が行う交付対象事業に対して交付金を交付するってということが書いてあって、今回は立石町に対して放送設備の更新の部分のお金を払われるっていう。

この概要のところ、基本的に施設がある場所の自治会には交付金を出しますよっていう規定になっているのか。

みやき町との交渉のときに、基本的に道路の拡張とか、そういう部分でみやき町側の香田地区に対しても交付金措置っていう部分でお金を渡していると思うんですけど。

一般質問の中でもいろんな方が、あさひ新町付近とか、そういう部分にできないのかって言っていて、できないって話の中で、整理がどうなっているのか、もう一回教えてもらっていいですか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

まず、今回の地域活性化交付金でございますけれども、施設の所在する自治会、またその周辺地域に対して町区が実施する事業に対して交付金を交付するというものでございます。

施設所在地となりますと、ごみ焼却施設の真木町と今回リサイクル施設が立地します立石町となります。

周辺地域の定義といたしましては、環境影響調査を東部環境施設組合がやっておりますけれども、そこで出た環境影響評価の数値を根拠に周辺地域の定義をしております。

ですので、その該当するところに対して交付金を交付することになります。

以上でございます。

池田利幸委員

該当するエリアって言ったら、基本的にみやき町が香田地区に出している部分は、該当エリアっていうふうになって、そこにお渡ししたってということになるのか。

そうしたら、同じぐらいの距離であったら、周辺自治会っていったら、あさひ新町の辺りも同じぐらい近隣になるんじゃないかなと思うんですけど。

その辺の規定の整備っていう整備の文章とか、そういう資料がもしあるのであれば、後日でもいいんで、頂けたらありがたいなと思うんですけども。

その辺の整理が、私たちもここには出して、ここには出せないというのが、きれいに分からない部分があるんで。

もしよかったら、そこら辺整理した部分があれば、頂ければありがたいなと思うんですが、どうですか。

中村直人委員長

資料の要求がっておりますけど。（「確認させてください」と呼ぶ者あり）

ちょっと待ってください。

松隈清之委員

今の質問のところなんだけど、環境影響評価に関しては、焼却施設はしていますけど、今

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

それでは、議案乙第31号令和5年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入について御説明を申し上げます。

資料は2ページをお願いいたします。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節1普通交付金につきましては、歳出の療養給付費の補正に伴う財源として補正するものでございます。

節2特別交付金につきましては、歳出の人件費の補正に伴う財源として補正するものでございます。

続きまして、款5繰入金、項1一般会計繰入金につきましては、国保業務に従事する職員の人件費の補正に伴う財源として補正するものでございます。

以上、歳入についての説明を終わります。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

資料3ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節2給料から節4共済費及び項2徴税費、目1賦課徴収費、節1報酬につきましては、国保業務に従事する職員及び会計年度任用職員の給与改定等に伴い補正するものでございます。

次の款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費につきましては、本年度の上半期の給付費が例年同時期と比べて大きく伸びたことから、今後の給付見込みを勘案し、補正するものでございます。

資料4ページをお願いいたします。

項2高額療養費、目2一般被保険者高額療養費につきましても、療養給付費と連動し給付費が大きく伸びたことから、今後の給付見込みを勘案し、補正するものでございます。

款6保健事業費、項1特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費、節1報酬及び節3職員手当等、次の項2保健事業費、目1健康増進事業費、節1報酬につきましては、特定健診業務等に従事する会計年度任用職員の給与改定に伴い補正するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

3ページの款2保険給付費、項1療養諸費で、説明のところに療養給付費の増加に伴う補正、今は大きくと、アピールされながら御説明されてましたけれども。

大きくなった要因の詳細内容を教えてもらっていいですか。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

要因については正直、調査しておりませんので分かりませんが、コロナの影響があって受診控えがあったというところもありまして、前年度が非常に低かったということもありまして、今年の5月分からの請求分ですから、今年の3月、4月、5月分の療養給付費がかなり高額に伸びたということで、今までの受診控えが響いたのか、それとも、インフルエンザとか、そういう風邪とかいうのがはやりましたので、そういったものが増えたのかなと考えております。

以上でございます。

池田利幸委員

受診控えだとか、コロナ、インフルエンザ、そのこの部分ということは今年度単体なのか、来年度にもうそこが影響してくるのかっていう部分もあるんで、ある程度大きく伸びたっていう部分もあるならば、原因究明できる部分はしとっていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。



議案甲第64号鳥栖・三養基西部環境施設組合理約の変更について

中村直人委員長

次に、議案甲第64号鳥栖・三養基西部環境施設組合理約の変更についてを議題といたします。

資料は書記からタブレットに送信いたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

総務常任委員会資料の甲議案参考資料の2ページをお願いいたします。

議案甲第64号鳥栖・三養基西部環境施設組合理約の変更についてでございます。

1、規約変更協議の理由といたしましては、鳥栖・三養基西部環境施設組合の共同処理する事務の変更をするため、鳥栖・三養基西部環境施設組合理約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

2つ目の規約変更協議の内容といたしましては、令和6年4月から真木町の次期ごみ焼却処理施設が稼働することに伴いまして、現在の鳥栖・三養基西部環境施設組合の溶融資源化

センターが運転を終了し、解体工事が始まりますことから、廃止のための組合の共同処理する事務及び経費の負担割合を、次のように定めるものとさせていただきます。

(1) 組合の共同処理する事務につきましては、組合の共同処理する事務に「廃止」を追加し、(2) 関係市町の負担金につきましては、管理運営及び廃止に要する経費の負担割合として、均等割100分の10、人口割100分の90、これを規定するものとさせていただきます。

3の施行日につきましては、令和6年4月1日としております。

以上でございます。

中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

[発言する者なし]

いいですか。

質疑を終わります。



議案甲第65号ゼロカーボンシティ宣言について

中村直人委員長

次に、議案甲第65号ゼロカーボンシティ宣言についてを議題といたします。

資料は書記からタブレットに送信いたします。

では、執行部の説明を求めます。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

資料は定例会議案の73ページになります。

すいません、別に参考資料を準備しておりません。

定例会議案の73ページになります。

議案甲第65号ゼロカーボンシティ宣言についてでございます。

自然環境と共生するライフスタイルを将来の世代へ引き継ぐため、2050年度までに本市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティ宣言を行い、市民、事業者、行政が連携し、脱炭素社会の実現に向け、取り組んでいきたいと考え、今回提案しております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

以上でございます。

中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

永江ゆき委員

一般質問でさせていただいたんですけど、CO₂吸収量が鳥栖市はやっぱりほとんどないような状況なんですけど、それも踏まえて、今から先、計画されているプラスで方向性として少し考えられた部分ってありますか。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

今回のゼロカーボンシティ宣言につきましては、様々な御質問等も頂いております。

その中で、森林吸収によります排出量をゼロを目指す取組についても、一部、現状を考えると、農林課に関する部分として、お示しをしたところでございます。

現状は、短期的取組として、考えられる、持ち得たものは、議会答弁したところですけども、今後、他市の状況とか、そういったものも検討等しながら、本市のゼロカーボンに何が寄与するのか検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

尼寺省悟委員

一般質問でもあったんですけど、このゼロカーボンシティ宣言と、原発との関係ですね、位置づけ。

市長は、いろいろ答弁を聞いてみよったら、最初はなかなかいいことを言っていると思ったけど、だんだん私としては尻すぼみになったような気がしたんですが、私としては、このゼロカーボンの実現と原発は両立し得ないものだというふうに思っています。

私が思っているから、少なくとも人もそういうふうに思っていると思うんやけれども。

確かに、他の火力発電とか比べてみて、発電する時には、二酸化炭素などが発生しないけれども、それに付随して、例えば、ウラン精製から運搬から、廃棄物についても、それをずっとためないかん。今から数十年ためないかん。

あるいは熱、皆さん知っていると思うんやけど、100万キロワットの熱を出すためには、200万キロワットのエネルギーを排出せないかん。

それはどこに行くかっちゃうのは海水。で、海水の温度を物すごく上げると。

ある研究者の試算によると、日本全国の川の水温を2度上げる、そういうふうなエネルギーを持っていると。

あるいは定期点検、原発はこれをするんよね。

たしか13か月動かして、2か月から3か月止めないかん。

止めたときに発電をどうするかって言ったら、付随している火力発電所を動かすと。

ということで、トータルで見た場合に、原発は、私はゼロカーボンとは両立し得ないと思うんよね。

そういった意味からいったときに、ゼロカーボンシティ宣言の中で、原発はどんなふうに

位置づけされているのか。その関係は。

その辺は、見てみてもなかなかそれに触れていないんやけれども、その辺はどうなんですか。

それが質問。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

ゼロカーボンを目指すに当たってのエネルギーとして考えられる原発と、あと再生可能エネルギー、両方バランスよく組み合わせてのエネルギーミックスで、現状は進めていく必要があるというところで、市長も答弁されたと思うんですけども。

おっしゃったように、確かに原発も、あくまでも発電するときには、二酸化炭素を排出しないけれども、輸送コストとか、そういったことをトータルで考えると、確かにそこは二酸化炭素の排出量があるというふうに考えておりますが、ただ、現状において、エネルギー源として、原子力発電というものも有効性というものも当然あると思っておりますので、そういったものをうまく組み合わせながらしていかないと、この脱炭素社会の実現というのは、なかなか難しいんじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

今、言われたこと、いわゆるベストミックスというやつ。

そういった考え方を市長も最後に言われよったけど、ただ、例の福島の事故があったときに、全国の原発が止まって、2年か3年止まったよね。

そのときに日本の電力事情が悪くなった、停電したかという話は聞いてないんだよね。

そのときに、やはり再生エネルギーというか、太陽エネルギーというか、そういったやつがぐっと伸びたと。

ところが政府が転換して、原発再起というか、昔のことは忘れてしまって。

しているから、またその辺——だから、本当にそのときの状況を続けていけば、再生可能エネルギーがもっと増えて、あなたが言うような原子力は要らないと、そういうふうになってきたはずと思うんよね。

そういったことを考えてみるならば、やはりゼロカーボンの宣言の中に、原発のことは触れてないんで、ちょっとどうなんかなと思って。

もちろんゼロカーボンすること自体は決して私は反対するものじゃないよ。

ただその辺が、どんなふうに考えておられるのかなと思って。

市長の答弁を聞いてみても、どうも私は納得できなかったから、今、質問したけど。

いわゆるベストミックスだと、やっぱりそういうこと。

そうですか。

中村直人委員長

要望でいいですか。

尼寺省悟委員

そういうことなら、私はうーんと思うということをちょっとっておきましょう。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

池田利幸委員

宣言に対して、言葉自体に何かを言うつもりではないんですけど、議会全体勉強会のときにも言ったんですが、文書の中の最後に、「市民、事業者等が連携した脱炭素社会の実現に向けた取組を進めていきます」っていうのをもう打ち出しますっていう宣言になるんで、これって、パブリック・コメントしているわけでもなくて、事前に市民、企業さんたちに発信というか、同意を求めているわけではないような気が、もともとこの文章から僕はしていたんで。

もうこの宣言をした後に、その部分をしましたよって、皆さん協力してくださいっていうのを、もう一回きちんと周知しないと、勝手に行政がやったって話になると思っているんですよ。

その部分で、市民、事業者等が連携したという分で、その方々に対して宣言を出した後に、どのように周知、協力っていうか、説明をしていくのか教えていただきたいなと思っているんですけれども。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長

議会全体勉強会の中でも少し、策定する経過の中で触れさせていただきましたけれども、もともとこの計画そのものが、ゼロカーボンの中身が、既に第2次地球温暖化対策計画の中にお示しをしているものということもあって、一定そこは、市民の皆様、事業者の皆様のほうにも伝わっているんじゃないかなと思う部分もあるんですが。

ただそれじゃあ、これを達成することが難しいということで、今回宣言という形で、あえて表に出して、そういった文言を使って、これから取組を進めていこうと思っています。

具体的には、今後、事あるごとに、まずはその宣言したことを議決いただいた後で、ホームページ等による周知を図りながら、あと、要所要所で、市長も、自ら先頭に立ってという御発言もございましたけれども、今後取り組んでいくことを、広く内外に知らしめていくことをしたいと思っています。

あと我々も、職員レベルの取組を進めてまいりますし、そういったことも含め、いろんな媒体等を使って、訴えながら、御理解、御協力を求めていくことに努めていきたいと思っています。

以上でございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

〇〇

議案甲第66号鳥栖市証明等手数料条例の一部を改正する条例について

中村直人委員長

次に、議案甲第66号鳥栖市証明等手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

資料は書記からタブレットに送信いたします。

では、執行部の説明を求めます。

田中秀信市民課長

資料3ページをお願いいたします。

議案甲第66号鳥栖市証明等手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

改正の理由といたしましては、戸籍法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料を定めるものでございます。

今回、新たに戸籍または除籍電子証明書提供用識別符合の発行及び届書等情報の内容に係る証明の交付及び閲覧の事務が追加となりました。

こちらの符号というのは、他の行政機関への手続の際に添付する戸籍謄本等に替わる戸籍及び除籍電子証明書の提供を可能とするための識別符合でございます。

具体的な例を1つ挙げまして、例えば、パスポートを申請する場合には、現在、申請書に戸籍謄本を添付する必要がございます。

今後この符号がありましたら、申請者の方は行政機関へ戸籍謄本等を添付せずに、符号を提出することで、オンライン申請ができるということを目指したものでございます。

このパスポートに関しましての運用は、令和7年3月頃になるものと国のほうから聞き及んでいるところでございます。

またもう一つの届書等情報の内容証明書につきましては、戸籍に関する届書の書類をスキャンした画像情報として作成されたものの内容に係る証明書でございます。

手数料の額につきましては、戸籍電子証明書提供用識別符合の発行が300円（64ページで「400円」に訂正）、一方、除籍につきましては、700円。

戸籍等情報の内容証明書の交付及び閲覧につきましては、350円です。

この手数料の額につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正

します。

執行部の説明を求めます。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

ただいま議題となりました、議案甲第67号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

資料は甲議案説明資料の4ページでございます。

まず、改正理由といたしましては、子育て世帯の負担軽減、次世代育成の支援の観点から、国民健康保険施行令の一部改正がなされ、国民健康保険税について、出産する予定者、または出産した被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額措置が導入されたことによるものでございます。

次に、改正の内容につきましては、国保世帯に出産被保険者がいる世帯について、減額イメージのところに記載のとおり、単胎妊娠の場合、出産被保険者等の出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの4か月間に出産被保険者等に係る所得割額と被保険者均等割額を減額するものでございます。

また、多胎妊娠の場合につきましては、出産予定月を3か月前からとして取り扱い、6か月の減額措置を行うこととしております。

施行日につきましては、令和6年1月1日といたしております。

なお、この施行に向けては、9月議会において基幹系システム改修業務委託料の補正予算を可決していただいておりますので、現在、基幹系システムの改修作業を実施したところでございます。

5ページにはその際の説明資料を掲載しておりますけれども、説明については割愛させていただきます。

以上、議案甲第67号の説明とさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

質疑を終わります。



報告（市民協働推進課・国保年金課）

第3次鳥栖市国際交流（多文化共生）基本方針（案）の概要について

第3期鳥栖市保健事業実施計画（データヘルス計画）（案）及び第4期鳥栖市特定健康診査等実施計画（案）の概要について

中村直人委員長

次に、議案外の報告をお受けいたします。

資料は書記からタブレットに送信いたします。

では、執行部から説明をお願いいたします。

大石文枝市民協働推進課男女参画国際交流係長

総務常任委員会参考資料（議案外）の2ページを説明させていただきます。

第3次鳥栖市国際交流（多文化共生）基本方針（案）の概要について、市民協働推進課から御説明させていただきます。

まず、方針策定の趣旨でございますが、「互いに理解し合い、暮らしやすいまち」の実現を目指しまして、第3次鳥栖市国際交流（多文化共生）基本方針の策定に向け、現在進めております。

現行の第2次方針は、平成26年に策定いたしましたもので、策定から5年を経過した平成31年3月に方針の見直しを行い、5年間の後期方針を策定しました。

その方針が今年度で終了いたしますので、新しい方針を策定するものでございます。

本方針策定に当たっては、国や県の動向、社会情勢の変化を踏まえるとともに、第7次鳥栖市総合計画などの整合性を図ります。

次に、方針の期間といたしましては、令和6年度から令和15年度までの10年間でございます。

方針策定の5年目に当たる令和10年に方針の見直しを行い、5年間の後期方針を策定する予定です。

次に、資料の3ページを御覧ください。

方針の策定スケジュールについて御説明させていただきます。

まず、策定の事前準備として、令和4年度に住民184人と外国人を雇用する市内事業所12か所に多文化共生に関するアンケートを実施しております。

また、その前年度には、外国人住民に対して、佐賀県がアンケート調査を実施しております。

その結果を活用して、方針（案）を策定しました。

さらに、庁内の策定の体制として、部長級が集まる策定委員会を2回、関係各課の課長級が集まる幹事会を2回開催し、方針（案）を策定しております。

今後、来年1月5日から2月5日に市民の方にパブリック・コメントを実施し、その意見

も踏まえた上で、最終の方針を策定し、庁内の策定委員会、幹事会を経て、3月までに方針を策定する予定です。

以上、第3次鳥栖市国際交流（多文化共生）基本方針（案）の策定の概要について御説明させていただきます。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

それでは続きまして、第3期鳥栖市保健事業実施計画（データヘルス計画）（案）及び第4期鳥栖市特定健康診査等実施計画（案）の概要につきまして、御説明申し上げます。

資料は4ページを御覧ください。

まず、計画策定の趣旨についてでございますけれども、データヘルス計画につきましては、厚生労働大臣が定める国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針に基づき策定するものになっております。

平成30年3月に現行計画を策定しており、今年度が策定から6年目となり、計画の最終年度に当たることから、令和6年度から令和11年度までの6年間の計画を策定するものでございます。

また、第4期特定健康診査等実施計画につきましては、保健事業の中核をなす特定健診及び特定保健指導の具体的な実施方法を定めることでございますので、データヘルス計画と一体的に策定をいたしております。

データヘルス計画は医療情報となるレセプトや特定健診結果のデータ等から国保被保険者の健康課題を抽出し、その課題を解決するため、目標設定の上、短期的及び中期的に取り組むべき保健事業を示した計画としております。

本計画では糖尿等の生活習慣病の発症予防や重症化予防に取り組み、国民健康保険被保険者の健康保持増進を図ることで医療費の適正化と健康寿命の延伸を目指すものとしております。

また、今回の策定では、国の策定方針並びに令和9年度に県内国保税率一本化を図られることから、事務事業の標準化と合わせて、保健事業についても標準化を図ることとしておりますので、県内市町は共通の様式、共通の評価指標を設定し、作成しているところでございます。

次の5ページをお願いいたします。

今回の策定スケジュールについて表に記載をしております。

8月に県から共通の様式及び共通の評価指標に設定された県内統一のひな形の提供を受けております。

そちらを受け、国保連合会の支援の下、保健指導を行う健康増進課をはじめ、関係部署等の連携の下、現行計画により実施した保健事業の評価考察を行いまして、より効果的かつ効率的な保健事業へ見直した計画素案を作成したところでございます。

今後その素案につきましては、令和6年1月15日から2月14日までの1か月間、パブリック・コメントを実施することといたしております。

その後、国保運営協議会における諮問、答申、また、県支援評価委員会による最終指導助言を経まして、令和6年3月に本実施計画を策定することとしているところでございます。

以上、説明を終わります。

中村直人委員長

ありがとうございました。

この際ですので、委員の皆さんから確認しておきたい点がありましたらお願いしたいと思いますが。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、議案外の報告を終わります。



中村直人委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日の総務常任委員会はこちらにて散会いたします。

午後1時39分散会

令和5年12月19日（金）

1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 伊藤克也

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 江副康成

委員 永江ゆき

委員 松隈清之

委員 池田利幸

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

政策部長 松雪努

総合政策課企画推進係長兼環境対策課施設調整係総務主査 安永伸也

総務部長 小柳秀和

総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 緒方守

総務課長補佐兼庶務係長 斉藤了介

市民環境部長 吉田忠典

市民課長 田中秀信

環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長 江下剛

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

5 日程

自由討議

議案審査

議案甲第52号鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の
一部を改正する条例

議案甲第53号鳥栖市職員の育児休業等に関する条例及び鳥栖市会計年度任用職員の
給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第54号鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

議案甲第55号鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

議案甲第56号鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例

議案甲第57号鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案乙第31号令和5年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案乙第34号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

議案甲第50号鳥栖市部設置条例の一部を改正する条例

議案甲第51号鳥栖市監査委員に関する条例等の一部を改正する条例

議案甲第64号鳥栖・三養基西部環境施設組合規約の変更について

議案甲第65号ゼロカーボンシティ宣言について

議案甲第66号鳥栖市証明等手数料条例の一部を改正する条例

議案甲第67号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

〔総括、採決〕

総務常任委員会の閉会中の継続審査の件

〔採決〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

いましたら発言をお願いいたします。

なお、資料の請求があってございましたけど、資料請求者が今日は欠席をしておりますので、委員会での資料になっておりますので、全議員に配付されておりますので、その中でもいいですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

江副康成委員

資料の配付ありがとうございました。

それで、頂いた交付金交付要綱をずっと読んでいましたら、議会に提出されている議案書があるじゃないですか、主要事項説明書ですか。

それと読み合わせると、確認したいところがございますね。

と申しますのは、今回、議案はリサイクル施設に関するところですよ。

その部分は、所在自治会のみ対象になるんですけども、主要事項説明書のところは、その辺りが曖昧で、事業概要で施設の所在する自治会及び周辺自治会が行う交付対象事業に対してという形で、周辺自治会とかも入れておられまして、この間、池田議員も香田地区のことまで言及されておりましたけれども、その辺りきちんと整理されてお話ししていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思ひましたけど。

よろしいですか。

江下剛環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

鳥栖市ごみ処理施設周辺活性化交付金の事業でございますけれども、お手元に配付しております要綱に基づいて交付金を交付いたしております。

この交付要綱の第3条に（交付対象）というところを規定してございます。

具体的には、ごみ処理施設の立地する自治会及びその周辺自治会、それから、リサイクルセンターの立地する自治会ということで規定をいたしております。

具体的な交付対象の町区といたしましては、真木町それから安楽寺町、下野町、立石町となっているところでございます。

それから、池田委員の御質問中に指摘のありました、みやき町の香田地区でございますけれども、こちらは該当いたしませんので、鳥栖市からごみ処理施設周辺活性化交付金を交付するといったことはやっていないところでございます。

以上でございます。

江副康成委員

ありがとうございました。今の御説明でよく分かりました。

ということで、主要事項説明書のところは、何かの関係で周辺自治会とは言っているけど、これは今回のリサイクル施設のときには配慮しないという形でよろしいですね。

それと、今度頂いた資料の中で、（趣旨）の第1条の4行目ですか。

第9条の4に規定する周辺地域への配慮及び地域活性化を目的としてということで、この

配慮というのは、当然、今度は反対に、ごみ焼却施設ですか、そのこのところの周辺自治会に対しても配慮及び地域の活性化を目的としてという形で読み込んでいいという形によろしいでしょうか。

江下剛環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

こちらの交付金の交付要綱の第1条の（趣旨）に交付金の目的といったものを書いてございます。

その中で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の4に規定する部分の周辺地域への配慮ということで、佐賀県東部環境施設組合の構成団体から頂きました建設協力金を活用した事業の一つとして、このごみ処理施設周辺活性化交付金の交付をするということで、この交付要綱を定めているところでございます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第9条の4のほうに、確かに周辺地域への配慮という言葉が書いてございますので、交付要綱での交付対象の地域以外にも、当然、交付金の交付という形はできませんけれども、周辺地域への配慮ということで、何らか配慮が——どういったものになるかっていうのも一言で申し上げにくいところもございますけれども、地域の皆様とそこら辺は協議をしながら、配慮できる部分については考えていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

江副康成委員

最後ですけれども、この交付要綱は、第5条に（交付期間等）とございますけど、「交付金の交付期間は、この要綱の施行の日からごみ処理施設の稼働が終了する年度までとする」というところで、これからいろいろ、こういう周辺への配慮とか、そういったところで交付金あるいは交付金等に準ずるそういったところの配慮が必要になった場合には、この交付金の趣旨に基づいて、行政として動くことができるというふうを考えてよろしいでしょうか。

江下剛環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

第5条に交付期間等を定めておりますので、この交付期間中に当然、早い時期に使っていただくことも可能ですし、施設の稼働終了までに——極端なことを言えば、10年、20年、30年後でもそれは構わないというふう考えております。

以上でございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

森山林委員

関連ですけれども、第3条の（交付対象）、これで先ほど真木町、安楽寺町、下野町ということですけど、以前、あさひ新町からも上がっておると。

その中で、距離を制限されておりますけれども、その距離の見直しということは、全く駄

目ですか。

720メートルそこら辺の具合を、たしか、あさひ新町から要望があっていると思います。

下野町までは該当するというあれですけど。

その点、お願いします。

江下剛環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

こちらの第3条に規定しております、ごみ焼却施設の立地する自治会及びその周辺自治会ということで、その周辺自治会につきましては、令和2年7月に出されました、佐賀県東部地域次期ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書の中で、施設の煙といたしますか、排ガスの最大着地濃度の出現地点が施設の西南西720メートルというふうに出ております。

こういったことから、この数字を参考に、施設の敷地境界から720メートルの範囲内に住宅が所在している自治会を、この交付要綱上の周辺自治会ということで定めさせていただいております。

こうした基準を設けるということは、当然、その基準から外れる自治会も出てくることになりまして、その点については非常に申し訳ないと思いますけれども、この数字の見直しについては考えておりません。

以上でございます。

森山林委員

あさひ新町まで750メートルぐらい？

江下剛環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

正確な数字は今、持ち合わせておりませんが、恐らく750メートル程度だったかと思えます。

以上でございます。

森山林委員

それで今、全然見直しはないということですが、やはりそこら辺のメーター数の二、三十の違いなら、そこら辺の若干の緩和をうちゅうか。

下野町は当然、かかるような状況ですが、そこら辺を検討していただきたいと思えます。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

松隈清之委員

今の周辺地域の解釈としては、環境影響評価の敷地から720メートル。

720メートルっていう距離は何を基準に出しているかっていうと、聞くところによると煙突だったよね。

煙突からってことよね。

ということは、煙突からの距離を測っていること？

江下剛環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

この環境影響評価で出ました施設の西南西約720メートルっていう数字でございますけれども、煙突の場所を想定して出されていると聞いております。

ですが、正確な煙突の位置が環境影響評価の時点では分かっていませんでしたので、このごみ処理施設周辺活性化交付金の周辺地域の決め方といたしましては、ごみ処理施設の敷地の境界から720メートルでラインをつくって、その720メートルの中に住宅がある自治会ということで決めさせていただいております。

以上でございます。

松隈清之委員

ということは本来、厳密にそこを超えたら飛ぶ、飛ばないが存在するか分からんけれども、想定した距離よりも長い距離を取っているっていうことなのか。

江下剛環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

そのとおりでございます。

松隈清之委員

煙突からどのようなものが飛んでいくのか、詳しくは分からないけれども、ただ、もちろんそれも想像しやすい部分ではあるんだけど。

ただ、施設の立地に当たって、周辺地域が被る影響っていうのは、そういう飛散するものだけじゃないですよ。だから例えば、道路にしたってそうだし。

そうすると、あさひ新町を入れる、入れないっていうのは、執行部の判断に任せるんだけど、どういう道路を通ってくるかによって、地域の影響っていうのもあると思うんで。

この自治会活動補助金っていうのは、これはあくまで自治会に交付されるんだけど、自治会に交付されなくても、建設協力金11億5,000万円の中で、そういう地域に対する配慮として、市が行う事業とかも当然、出てくるんだよね。

という理解でいいですか。

江下剛環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

今、御指摘がありましたように、交付金の交付事業というのは建設協力金を活用した事業の一つということですので、そうした建設協力金を活用した、ほかの事業というのは考えられるというふうに思っております。

以上です。

松隈清之委員

であれば、もちろん自治会に関する補助金はどっかで線を引かないかんし、720メートルっていう本来の数字よりも、ちょっと長めに取っているから。

議案甲第53号鳥栖市職員の育児休業等に関する条例及び鳥栖市会計年度任用職員の
給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案甲第54号鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例
議案甲第55号鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例
議案甲第56号鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例
議案甲第57号鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

中村直人委員長

まず、議案甲第52号、53号、54号、55号、56号及び57号、以上6議案について一括して採決を行います。

6議案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって6議案は原案のとおり可決いたしました。

〰〰

議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

中村直人委員長

次に、議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）中、当総務常任委員会付託分について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号)中、当総務常任委員会付託分につきましては、原案のとおり可決いたしました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

議案乙第31号令和5年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

中村直人委員長

次に、議案乙第31号令和5年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

議案乙第34号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

中村直人委員長

次に、議案乙第34号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）中、当総務常任委員会付託分について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案乙第34号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）中、当総務常任委員会付託分につきましては、原案のとおり可決いたしました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

議案甲第50号鳥栖市部設置条例の一部を改正する条例

中村直人委員長

次に、議案甲第50号鳥栖市部設置条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

議案甲第51号鳥栖市監査委員に関する条例等の一部を改正する条例

中村直人委員長

次に、議案甲第51号鳥栖市監査委員に関する条例等の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

oo

議案甲第64号鳥栖・三養基西部環境施設組合規約の変更について

中村直人委員長

次に、議案甲第64号鳥栖・三養基西部環境施設組合規約の変更について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

oo

議案甲第65号ゼロカーボンシティ宣言について

中村直人委員長

次に、議案甲第65号ゼロカーボンシティ宣言について、採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

oo

議案甲第66号鳥栖市証明等手数料条例の一部を改正する条例

中村直人委員長

次に、議案甲第66号鳥栖市証明等手数料条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

議案甲第67号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

中村直人委員長

次に、議案甲第67号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

中村直人委員長

以上で、総務常任委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、副委員長がおりませんので、委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、委員長に御一任いただくことに決しました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

総務常任委員会の閉会中の継続審査の件

中村直人委員長

次に、総務常任委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

資料については書記からお送りいたします。

お諮りいたします。

御覧の事件につきましては、委員会としてなお検討、調査を要するため、閉会中の継続審査といたしたいと思えます。

以上のとおり議長に申し出ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって閉会中の継続審査を申出することに決しました。



中村直人委員長

以上で全ての日程が終了いたしました。

これをもちまして総務常任委員会を閉会いたします。

午前10時26分散会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務常任委員会年長委員 森 山 林

鳥栖市議会総務常任委員長 中 村 直 人

